

めなど迄も、乗物に乗不申候では不叶如く罷成候。右女乗物の儀に付、我等老父儀、杉浦内藏允殿と心やすく有之候が、或日の朝用事有之、早天に見舞申候處に、玄關の上の間に於て、杉浦殿高聲を被致候付、不審に存候て、其間へ参り、是は早朝より何事を被仰候やと申候得ば、杉浦殿被申候は、其元にも兼て被存候通、我等儀は朝起を致すに付、毎朝玄關より座敷邊を見廻り候處に、使者の間の窓より覗き見候得ば、門下に新敷女乗物の有之候付、門番を呼尋候處、夜前我等の家來婚禮をと、のへ候が、其女の乘來候乗物の由申に付、其者を始め家來共を呼出し、談義をのべ聞せ申事に候。權現様參河に被遊御座候節、我等祖父は知行五百石被下置、御奉公申上候節、妻を呼むかへ候刻、譜代の家來に負木と申物をもたせ遣はし、女房にはかづきをかぶらせ、件の負木に腰を懸させ、後に負せて呼迎へ候との事に候。然るに我等などの家來の身として、女房を呼候とてめつきの星金物など打たる乗物にのせて呼迎へ候如く成、うつけたる事が有ものにて候哉。去に依て件の乗物をば、女の親元へ返し候共、又は近所の町屋へ遣はし、拂物に成共致べく候、我等のやしき内にとても置せ候事不罷成、若又乗物に不乗して叶不申と女房申に於ては、親元江送り歸し候共、又は夫婦づれにて、我等方を出候共、其段は勝手次第に致し候得と申事に候。略

〔落穂集追加〕松平越中守乗物拜領の事

一問曰、何れの御代の義に候や、松平越中守殿に、公儀より御乗物を拜領被仰付たる義有之、夫より彼の家の乗物の棒を黒くいたし乗り被申候との事也。右乗物を被下置候節、御懇意なる上意の趣を世上に於て様々被申觸候由、其元には如何聞及候や、答曰、此義を我等寺大導、承り候は、大猷院様徳川御代、日光へ被爲成、還御の刻、野州宇都宮に於ての義に有之由、然共其節の上意の趣と有之儀に於ては、誰も存たる者として、有間敷かにて候子細は、我等若年の節、淺野因幡守殿方へ振舞にて客來有之、其座中に於て、右越中守殿、御乗物拜領の由緒も有之、其上別て心安く候